

### 第3 今後の進め方

広島市と湯来町の合併は、両市町にとって必要性・メリットがあり、また、合併に当たって、著しく困難な課題はないと考えられ、合併を前提に協議を進めることが適当であると考えられる。

また、合併する場合には、合併特例法(「市町村の合併の特例に関する法律」)による国の財政支援措置等の適用期限内の実現を目指し、平成16年度(2004年度)当初に任意協議会を設置して具体的協議に入ることが適当である。

#### ■ 広島市と湯来町の合併に関する想定スケジュール

- ・ 現行合併特例法は、平成17年(2005年)3月31日までに合併した場合に適用される。
- ・ 現在、合併特例法の一部改正法案が国会において審議中であり、これが可決されれば、両市町が議会の議決を経て平成17年(2005年)3月31日までに県知事に合併の申請を行った場合、平成18年(2006年)3月31日までの合併であれば、同法の財政支援措置等が引き続き適用される。

| 内 容                          | 現行合併特例法の場合              | 合併特例法改正の場合                                        |
|------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------|
| 任意の合併協議会の設置・運営               | 平成16年(2004年)<br>4月      | 平成16年(2004年)<br>4月                                |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 任意の合併協議会での合意事項確認             |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 法定の合併協議会設置議決・設置<br>(市議会・町議会) |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 合併建設計画<br>作成についての<br>県知事協議   |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 合併協定書調印・締結                   |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 合併議決(市議会・町議会)                |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 県知事へ合併申請                     |                         | 平成17年(2005年)<br>3月31日まで                           |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 合併議決(県議会)・県知事決定              |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 総務大臣へ届出                      |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 総務大臣告示                       |                         |                                                   |
| ↓                            |                         |                                                   |
| 合併成立                         | 平成17年(2005年)<br>3月31日まで | 平成17年(2005年)<br>4月1日から<br>平成18年(2006年)<br>3月31日まで |